

郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金交付要綱

令和3年5月6日制定  
令和4年2月28日一部改正  
[建設部住宅政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震（以下「地震」という。）により住家に被害を受けた被災者（以下「被災者」という。）の生活の安定を図るため、住宅の修繕工事を行った被災者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 地震により被害を受けた現に居住している住家をいう。
- (2) 修繕工事 住宅について、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管及び配線、トイレ等の衛生設備等日常生活に必要欠くことのできない部分について緊急かつ応急的に行う最低限の工事をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地震により準半壊に至らない被害認定を受けた住宅（以下「一部損壊住宅」という。）に居住し、一部損壊住宅に20万円以上の修繕工事を実施し、当該工事に係る費用の支払を完了した世帯に属する者
- (2) 被災者自らの資力では修繕工事をすることができないと市長が認める者
- (3) 一部損壊住宅が借家である場合は、やむを得ない事情により当該借家の所有者から修繕を受けることができない者

(住宅の被害の認定)

第4条 前条の規定による住宅の被害の認定は、市長の発行するり災証明書に基づく被害の認定によるものとする。

(補助金の交付の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は住宅の修繕工事の実施に要する経費とし、補助金の額は1世帯（同一住宅に2以上の世帯が居住する場合を含む。）当たり10万円とする。ただし、2以上の世帯でそれぞれに生活の場が分けられている場合は、10万円に当該世帯の数を乗じた額とする。

(補助金の交付の対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、市長が定める期日とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする世帯の世帯主は、市長が定める日までに、郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) リ災証明書の写し
- (2) 修繕工事費の支払を確認できる領収書等の写し
- (3) 修繕工事の実施内容を確認できる書類(見積書、契約書等)の写し
- (4) 資力に関する申出書(第2号様式)
- (5) 一部損壊住宅修理支援事業に係る所有者の同意書(第3号様式)(借家を修理する場合に限る。)
- (6) 施工前、施工中及び施工後の写真又は施工内容証明書(第4号様式)
- (7) 振込先口座が確認できる預金通帳等の写し
- (8) 管理規約等の写し(区分所有建物の共用部分の修繕工事を行う場合に限る。)
- (9) 共用部分の修繕に係る決議内容が確認できる総会議事録等の写し(区分所有建物の共用部分の修繕工事を行う場合に限る。)

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 一部損壊住宅が区分所有建物であり、区分所有者の総会等の決議に基づき、共用部分の修繕を区分所有建物の管理者等が行う場合は、第1項第2号及び第3号に掲げる書類は、区分所有建物の管理者等が名宛人である書類に代えることができる。この場合において、第1項第3号に掲げる書類には、一部損壊住宅ごとの修繕工事の実施内容が確認できる書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、規則第5条の規定により当該申請に係る調査を行った上で、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による調査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに、郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行する。

郡山市長

申請者  
住 所  
  
氏 名  
  
電話番号

郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金交付申請書

郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 世帯の状況

被災者氏名 (世帯主)	
被災した住宅の所在地	〒

2 持家 ・ 借家 （該当する方に○をつけてください。）

3 申請額 100,000円

4 世帯主の補助金の振込先口座

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座・その他	
口座名義人			
(フリガナ)			

5 添付書類

- (1) 被災証明書の写し
- (2) 修繕工事費の支払を確認できる領収書等の写し
- (3) 修繕工事の実施内容を確認できる書類（見積書、契約書等）の写し
- (4) 資力に関する申出書（第2号様式）
- (5) 一部損壊住宅修理支援事業に係る所有者の同意書（第3号様式）（借家を修理する場合に限る。）
- (6) 施工前、施工中及び施工後の写真又は施工内容証明書（第4号様式）
- (7) 振込先口座が確認できる預金通帳等の写し

## 資力に関する申出書

郡山市長

私、\_\_\_\_\_は、令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震のため、住宅が準半壊に至らない被害を受けております。

下記のとおり資力が不足するため、補助金を支給していただくようお願いします。

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由について以下の選択肢の番号を○で囲んでください。

- 1 既に修理を実施したが、資力が無く、生活費（又は学費等）に充てるお金を使用し、修理を行ったため。
- 2 その他（以下に理由を記載ください。）

( )

年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

\_\_\_\_\_

現住所

\_\_\_\_\_

氏名

\_\_\_\_\_

（自署又は記名押印）

年 月 日

一部損壊住宅修理支援事業に係る所有者の同意書

郡山市長

私が所有する次の物件について、以下の理由により修理を行えなかったため、郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金交付要綱に基づき、修理を実施した居住者が補助金を受け取ることに同意します。

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

2 所有者が修理できない理由（詳細に）

※ 本来、借家は所有者が修理を行うものであることに鑑み、修理できない理由については、より詳細に記入してください。

上記同意内容に相違ありません。また、別添のとおり、資力を確認できる公的機関からの証明書又は関係書類を提出します。火災保険又は共済等により、保険金又は共済金についても受領していないことを証明します。

なお、事実と異なり貴市に損害を与えた場合には、賠償の責めを負うことを約束します。

年 月 日

(所有者)

住 所

氏 名

印

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

郡山市長

所在地又は住所  
法人名  
氏名又は代表者名  
電話番号

印

### 施 工 内 容 証 明 書

住宅の修理に当たり、修繕工事の内容について下記のとおりであることを証明します。また、貴市が施工内容の詳細を確認するため、必要に応じ確認を行うことに同意します。

#### 記

##### 1 修理対象住宅

所在地

世帯主氏名

##### 2 修理の実施内容

※ 修理した箇所、箇所毎の修理金額、施工前どのように生活に支障がある状態であったか、施工内容、施工後の状況について詳細に記載願います。

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日

様

郡山市長

郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金  
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金について、下記の理由により交付しないことと決定したので、郡山市令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

(理由)